

第3期あま市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

《計画骨子案》

令和〇年〇月

あま市

目次（構成案）

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1 あま市の状況.....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	17
3 現状・課題の整理.....	29
第3章 計画の基本理念、基本目標	32
1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 施策の体系.....	35
 第4章 施策の展開	
基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます	
基本目標2 家庭における子育てを支援します	
基本目標3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます	
基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します	
 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1 教育・保育提供区域の設定	
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	
3 人口の見込み	
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	
5 地域子ども・子育て支援事業	
6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の推進

資 料 編

- 1 あま市子ども・子育て会議条例
- 2 策定経過
- 3 あま市子ども・子育て会議委員名簿

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の厳しい少子化の現状は、1990年（平成2年）のいわゆる「1.57ショック」※1により、社会的に強く認識されるようになりました。

急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念され、国は様々な少子化対策に取り組むこととなりました。

1994年（平成6年）には、最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定され、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備や、保育所の増設、延長保育、地域子育て支援センターの整備等の保育サービスの拡充などが図られました。

続けて、1999年（平成11年）の「少子化対策推進基本方針」・「新エンゼルプラン」、2001年（平成13年）の「仕事と子育ての両立支援策の方針（待機児童ゼロ作戦等）」等により、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて少子化対策が実施されてきましたが、少子化の流れは止まらず、加えて、子育て家庭の孤立、保育所待機児童問題などの子育てに関わる社会的課題が顕在化してきました。

その後も2003年（平成15年）には「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」の制定、内閣府特命担当大臣（青少年育成及び少子化対策担当）の設置など、2000年代に入ってから少子化対策の推進体制が整備されました。

それでもなお、厳しい少子化の進行を背景として、2012年（平成24年）には社会保障・税一体改革の一環として、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、2015年（平成27年）4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村における「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

※1 1989年（平成元年）の合計特殊出生率が1.57と「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年（昭和41年）の合計特殊出生率1.58を下回ったこと

2 計画策定の趣旨

あま市（以下、「本市」という。）においては、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「あま市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

近年の国の動向をみると、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。

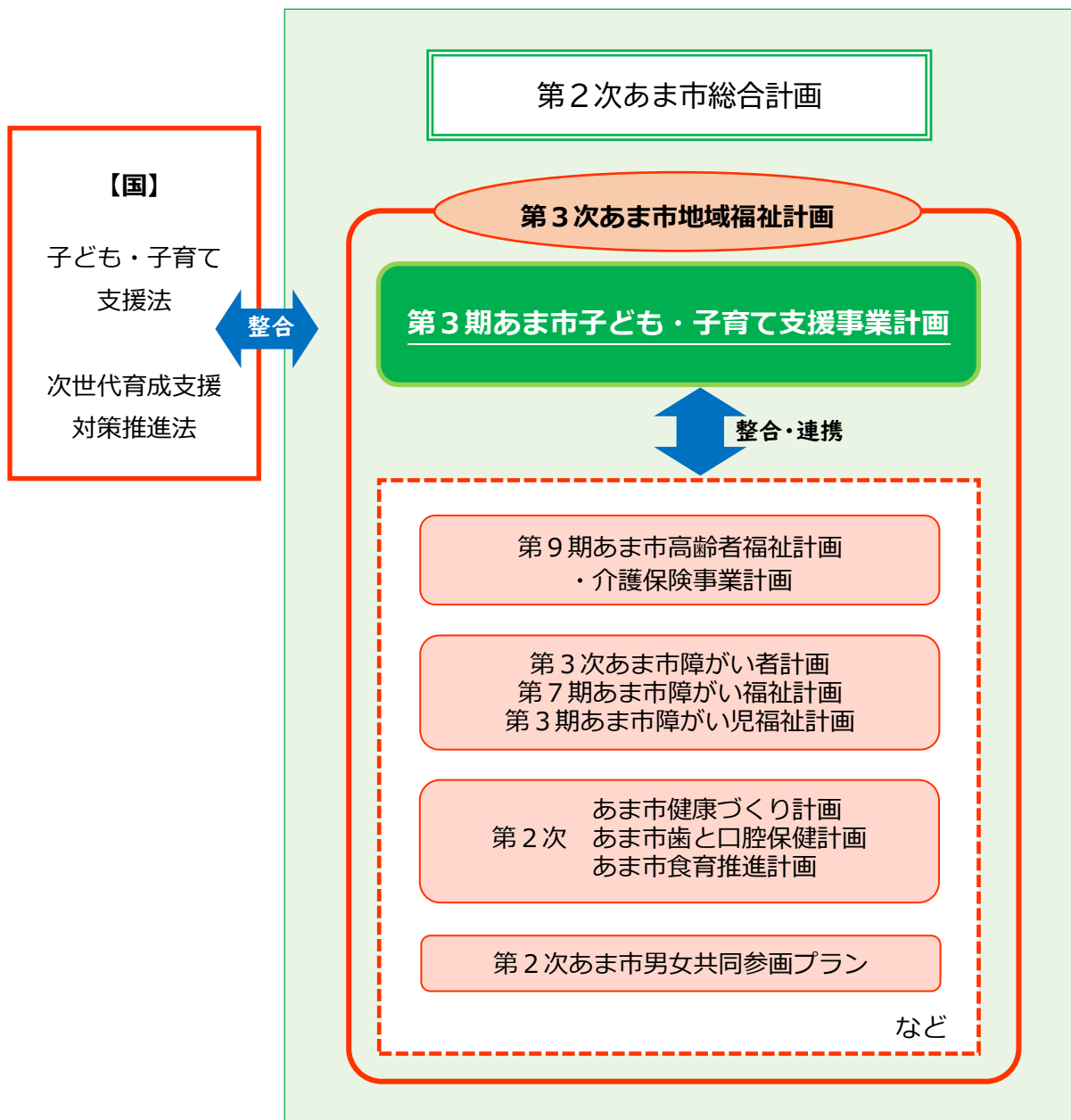
この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

本市では、令和6年度に「第2期あま市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了を迎えることから、このような社会情勢を踏まえつつ、「第3期あま市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の充実に取り組んでいきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画として策定するとともに、第2次あま市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期あま市子ども・子育て支援事業計画					第3期 あま市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育てに関するアンケート調査」を実施し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などの把握を行いました。

調査対象	①市内在住の就学前の子どもの保護者を無作為抽出 ②市内在住の小学校の子どもの保護者を無作為抽出
調査期間	令和5年11月27日～令和5年12月18日
調査方法	郵送配付・郵送回収及びWEB回答
配布数	①1,500通 ②1,500通
有効回答数	①755通（うち、WEB回答 317通） ②781通（うち、WEB回答 332通）
有効回答率	①50.3%（WEB回答 21.1%） ②52.1%（WEB回答 22.1%）

（２）あま市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議・検討を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

計画素案に対する幅広い意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

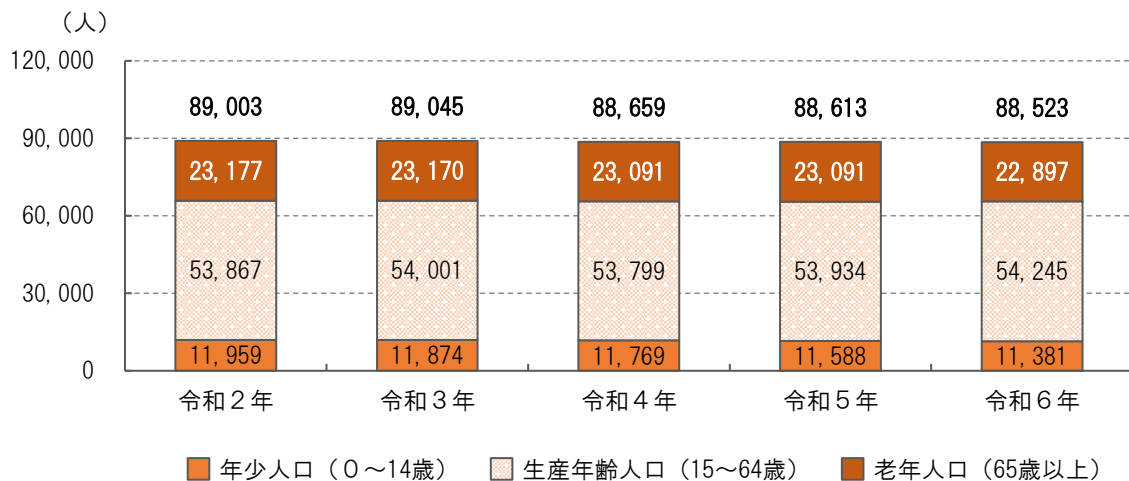
1 あま市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は令和3年をピークにその後は減少に転じ、令和6年は88,523人となっています。

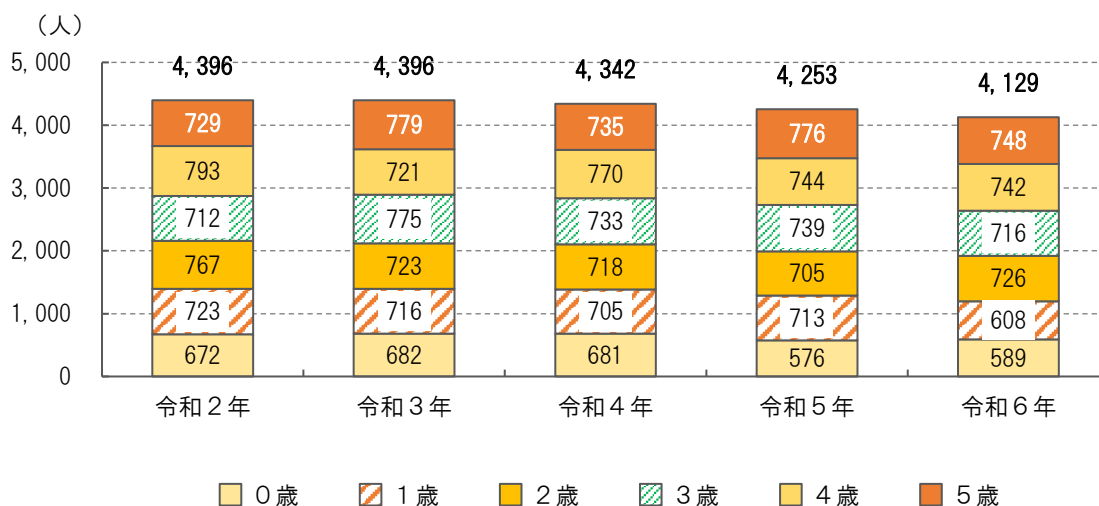
また、年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）はともに減少し、生産年齢人口（15～64歳）は、増減はあるものの横ばい傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

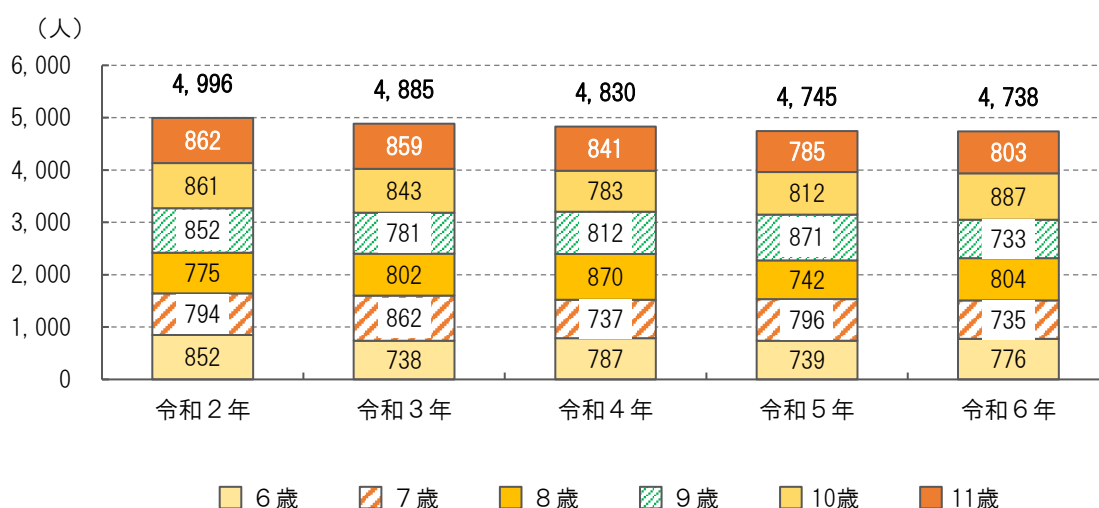
本市の就学前児童数の推移をみると、0歳から5歳児は減少傾向にあり、令和6年では4,129人となっています。また、年齢別にみると、0歳と1歳の減少割合が高く、令和2年に比べ令和6年は1割以上減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の就学児童数の推移をみると、6歳から11歳児は減少傾向にあり、令和6年では4,738人となっています。

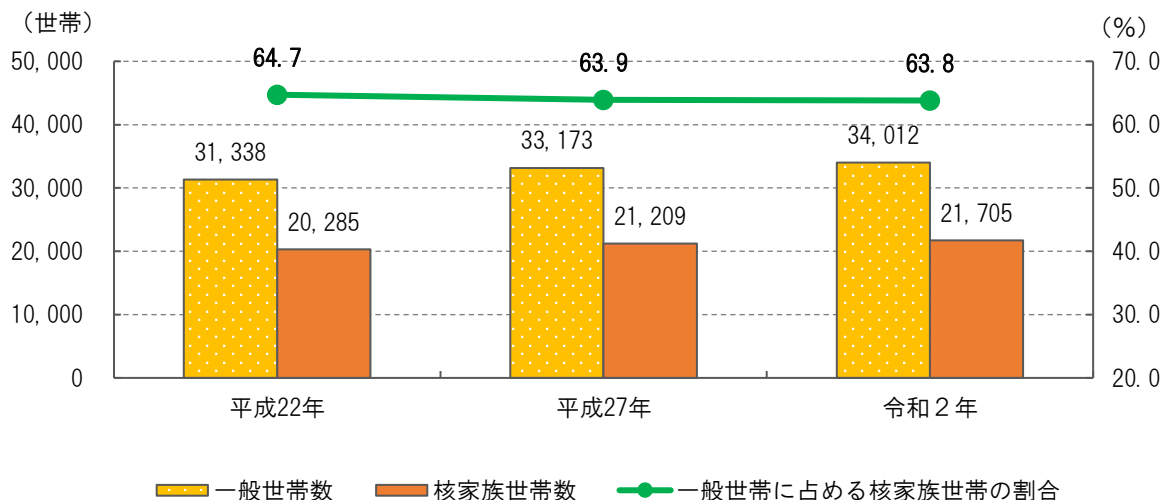


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の推移

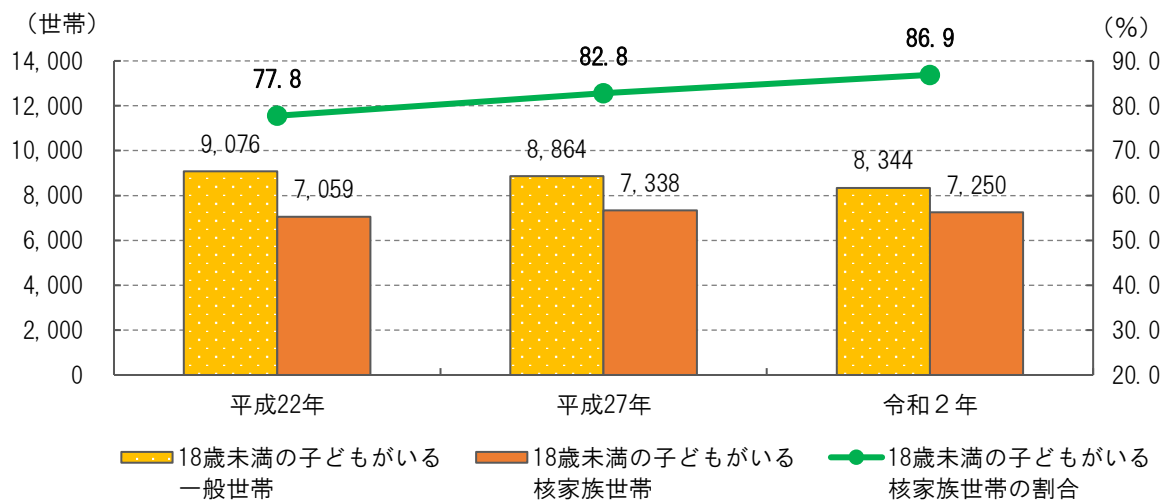
本市の一般世帯数・核家族世帯数はともに増加しており、令和2年では一般世帯数は34,012世帯、そのうちの63.8%が核家族世帯（21,705世帯）となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

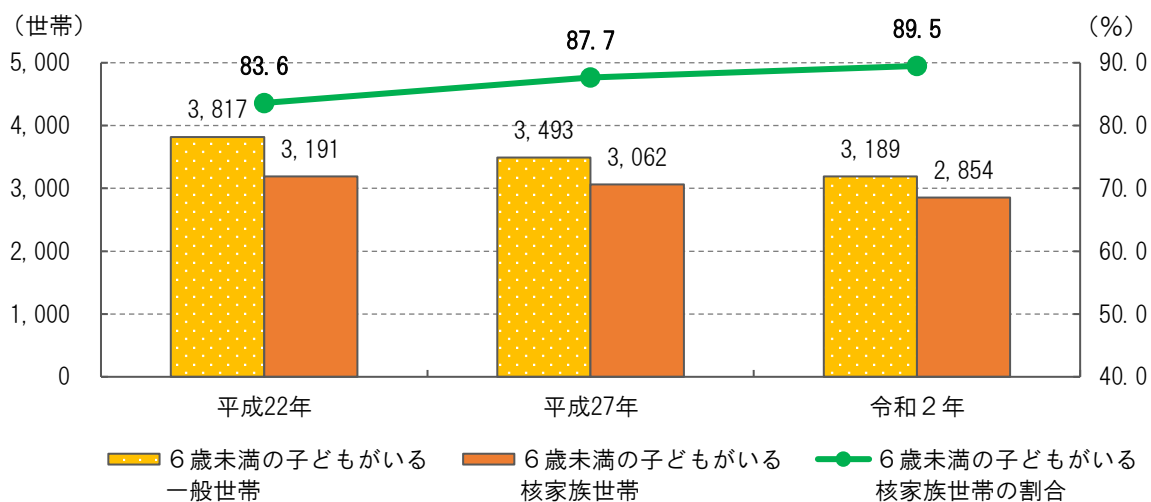
本市の18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数は大きく減少しているものの、核家族世帯数は増減ありの横ばい傾向となっています。そのため、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成22年の77.8%に比べ令和2年は86.9%と大きく増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の推移

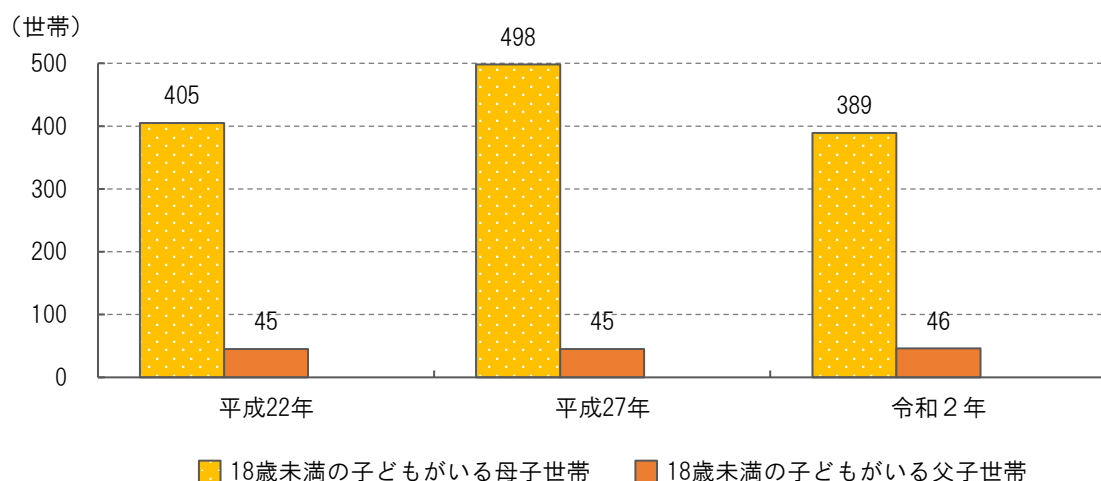
本市の6歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、一般世帯数・核家族世帯数ともに大きく減少しています。令和2年の一般世帯は3,189世帯、そのうちの89.5%が核家族世帯（2,854世帯）となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成22年から平成27年にかけて増加し、その後は減少しています。父子世帯は横ばいで推移しています。

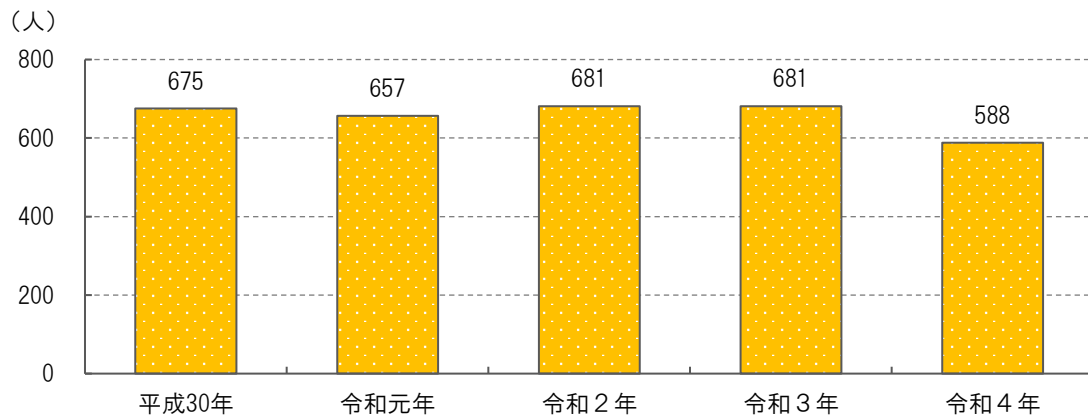


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

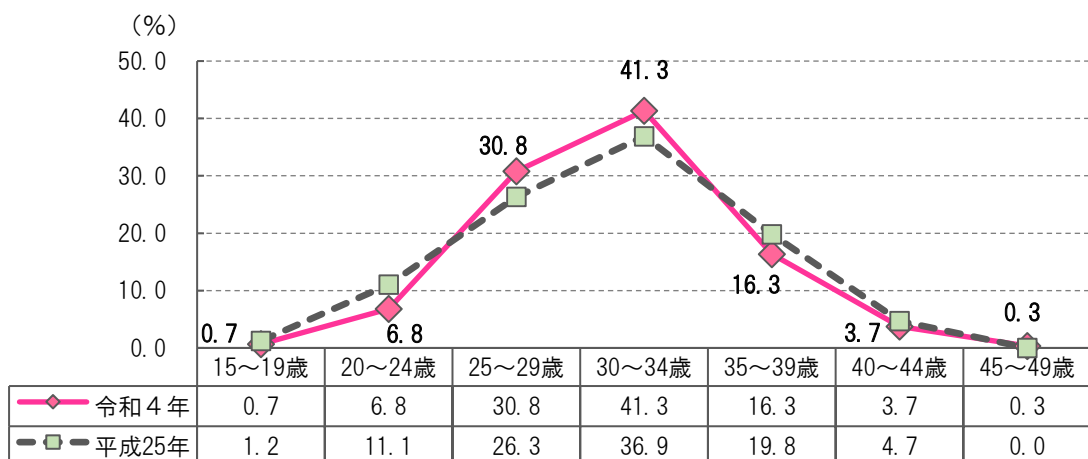
本市の出生数は増減しながら600人後半で推移していましたが、令和4年は588人と減少しています。



資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、令和4年には30～34歳が41.3%と最も高くなっています。また、25～34歳の出生率は平成25年より高くなっています。

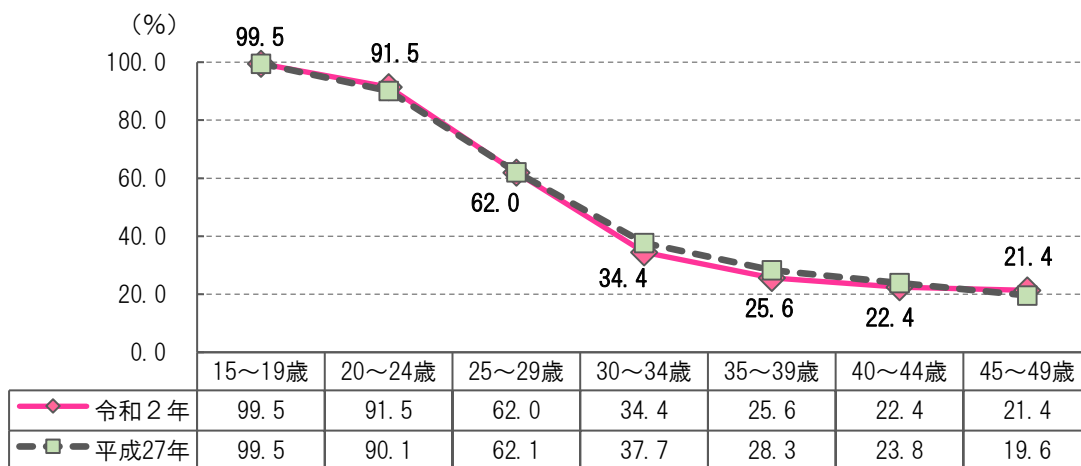


資料：愛知県衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率は、25～34歳で大きく減少しています。また、令和2年の30～34歳の未婚率は平成27年より3ポイント以上低くなっています。

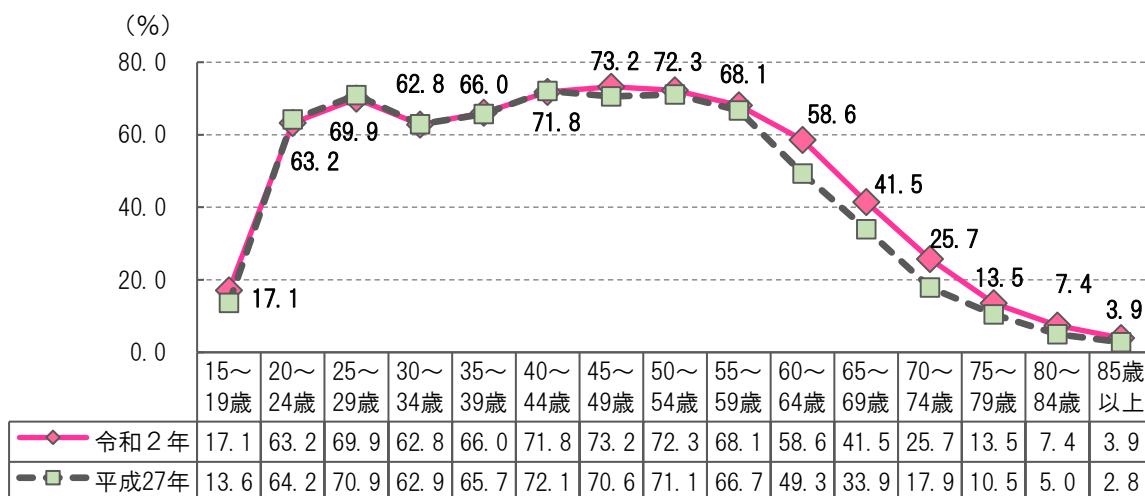


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

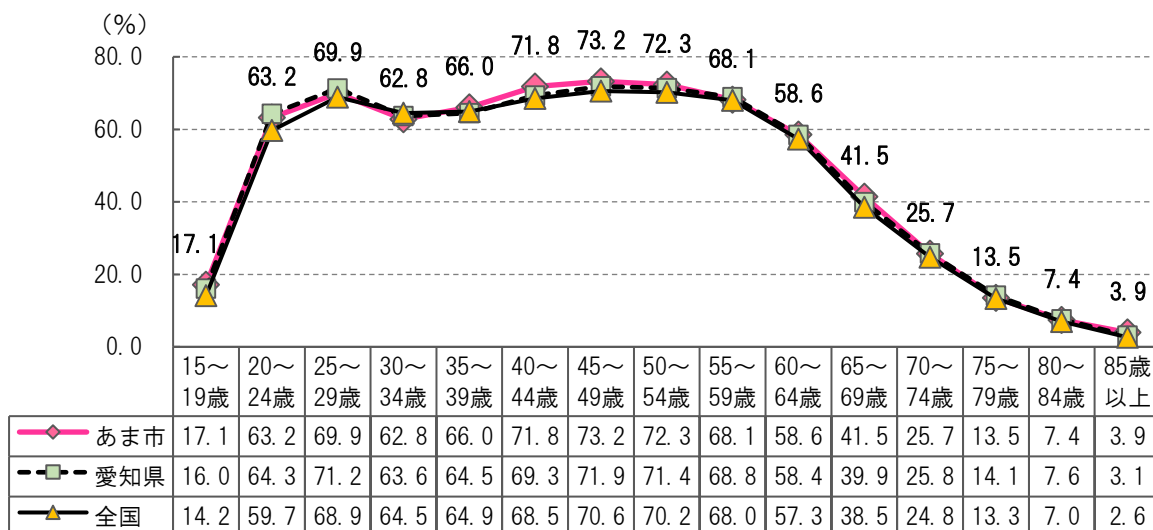
本市の女性の年齢別就業率は、出産・子育てによる30歳代の落ち込みがあり、いわゆるM字カーブを描いていますが、そのカーブは緩やかです。また、平成27年との比較ではM字カーブに大きな差はないものの、45歳以上の就業率は令和2年が高くなっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率の推移（全国・県比較）

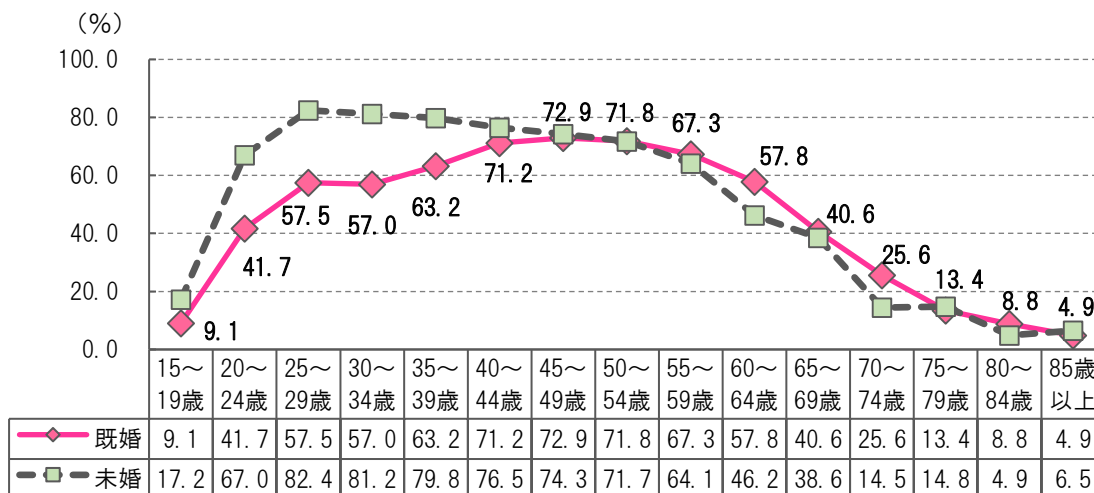
本市の令和２年の女性の年齢別就業率の推移をみると、35～54歳は全国・県よりやや高い割合となっています。



資料：国勢調査（令和２年）

③ 女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）

本市の令和２年の女性の既婚・未婚別就業率の推移をみると、20～39歳では既婚と未婚で大きな差があるものの、40歳以上では差が小さくなっています。

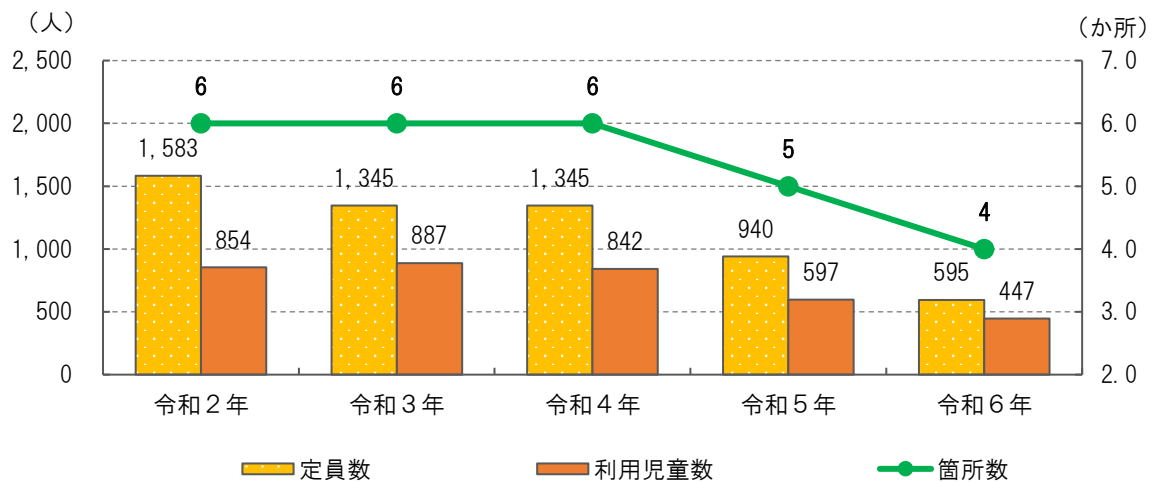


資料：国勢調査（令和２年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

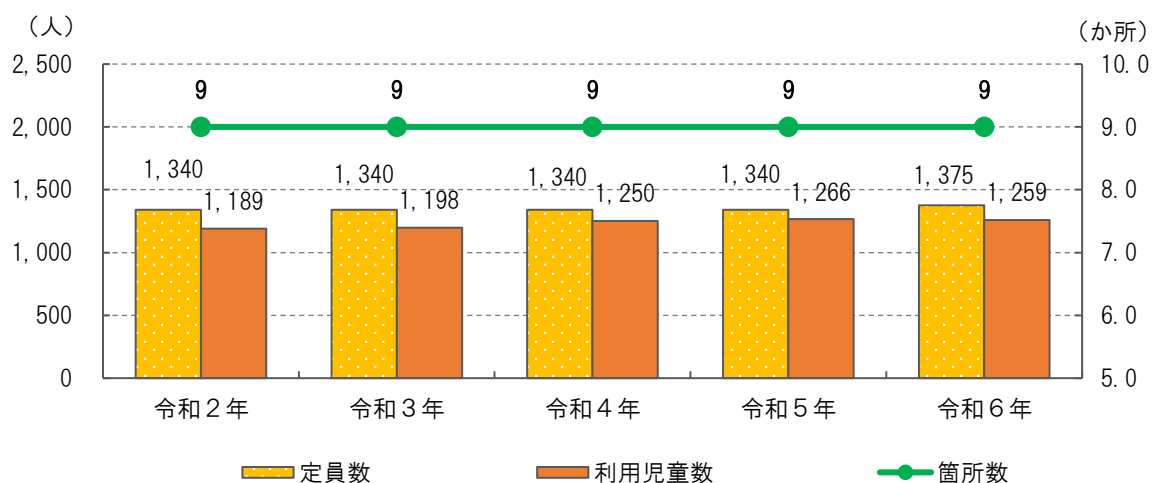
本市の幼稚園数は認定こども園への移行にともない、令和5年は5か所、令和6年は4か所と減少しています。そのため、定員数及び利用児童数も減少し、令和6年の利用児童数は447人となっています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

② 保育園の状況

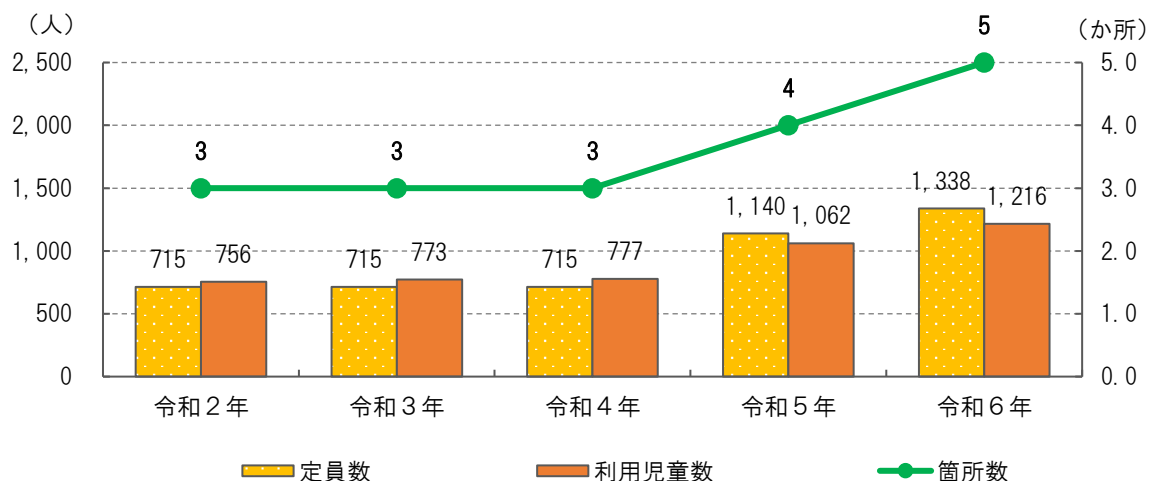
本市の保育園の状況をみると、令和2年以降、定員数・利用児童数・箇所数ともに大きな変化はなく、令和6年は9か所1,375人の定員となり、1,259人が利用しています。



資料：市の統計（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園数は、令和5年は4か所、令和6年は5か所と増えています。そのため、定員数及び利用児童数も増加し、令和6年の利用児童数は1,216人となっています。

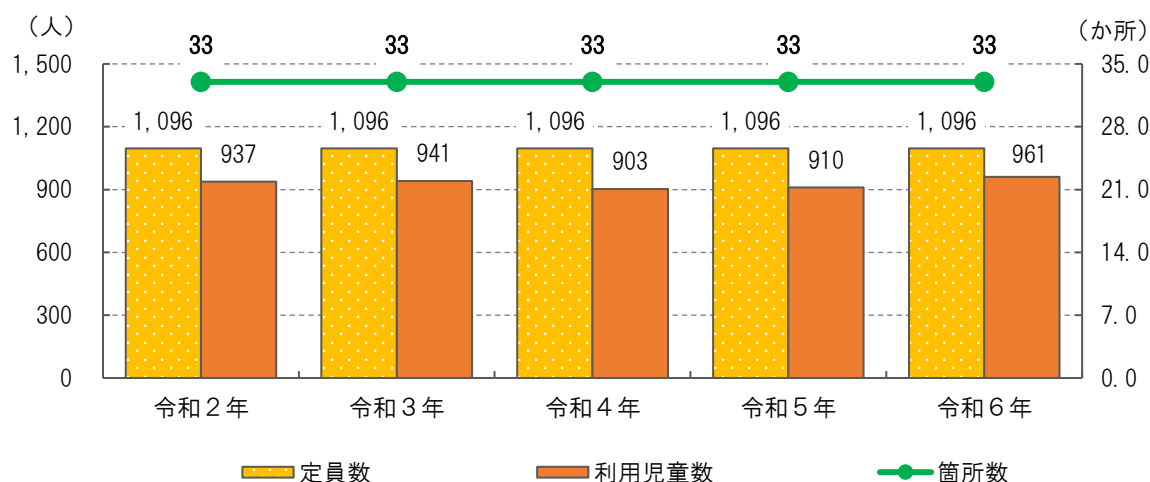


資料：市の統計（各年4月1日現在）

（7）放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況をみると、令和2年以降、定員数・箇所数ともに変化はなく、33か所1,096人の定員で推移しています。利用児童数は、令和4年に大きく減少しましたが、令和5年以降は増加しており、令和6年では961人となっています。

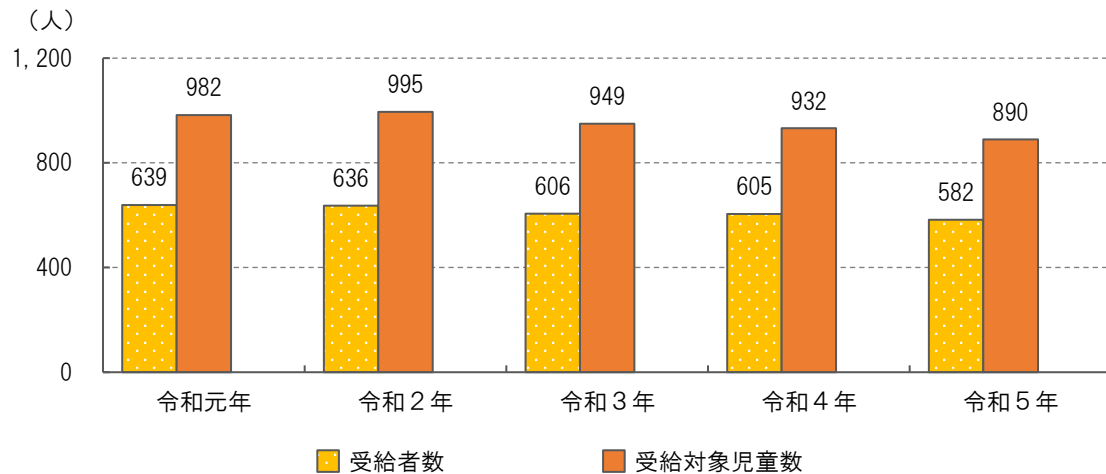


資料：市の統計（令和2年は7月1日現在、令和3年以降は5月1日現在）

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

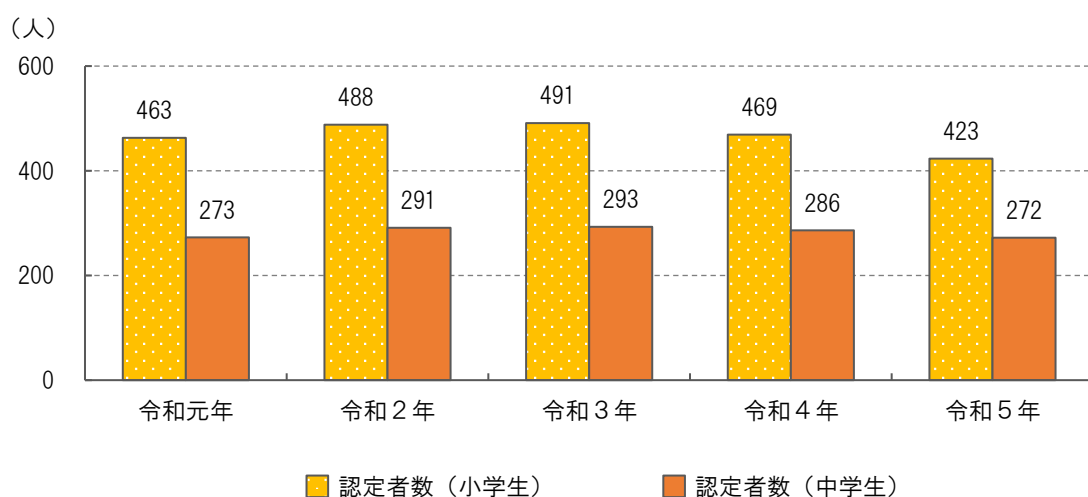
本市の児童扶養手当の受給者数・受給対象児童数はともに減少傾向にあり、令和5年では受給者数が582人、受給対象児童数が890人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

② 就学援助認定者数の推移

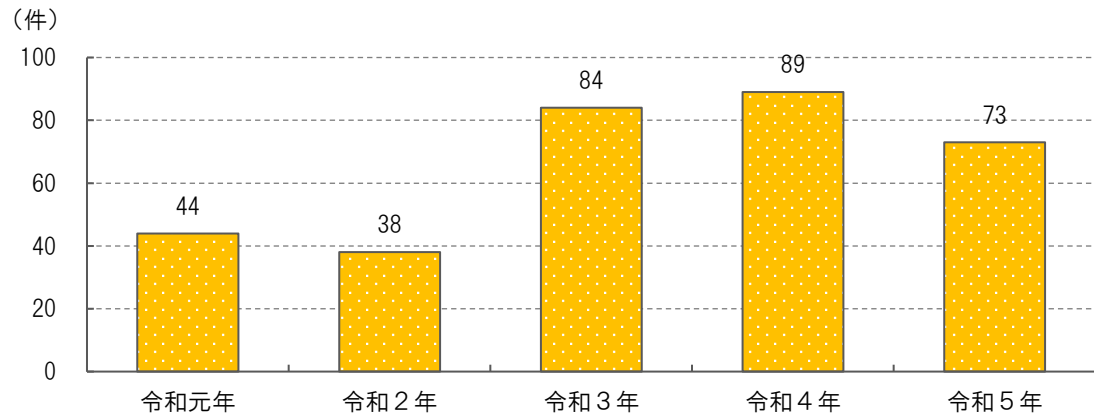
本市の就学援助認定者数は、小学生・中学生ともに令和3年までは増加傾向でしたが、その後は減少に転じ、令和5年では小学生が423人、中学生が272人となっています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

③ いじめ認知件数の推移

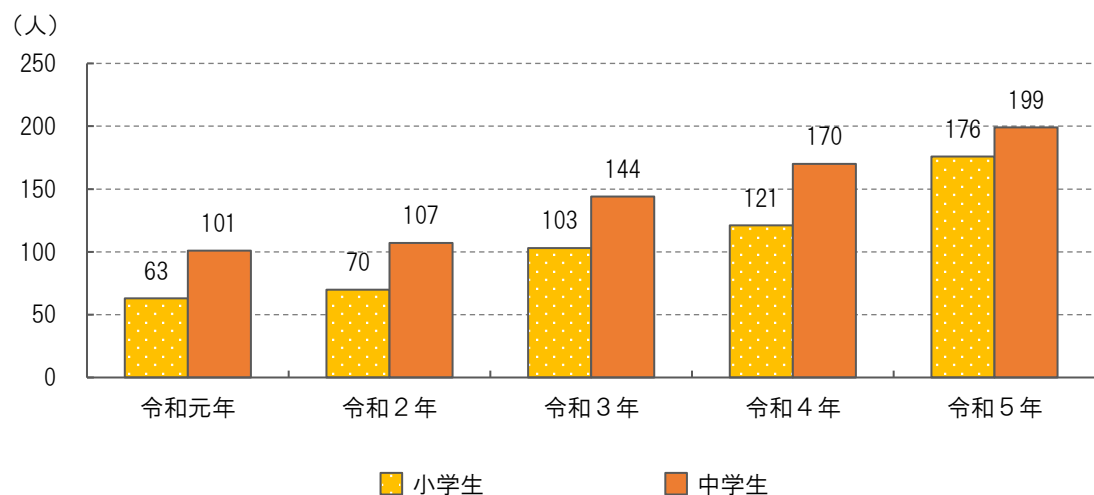
本市のいじめ認知件数は令和2年から令和3年にかけて大幅に増加し、その後は80件前後で推移しています。



資料：市の統計（各年3月31日現在）

④ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は年々増加しています。令和5年では小学生が176人、中学生が199人となり、小学生は令和元年の2.8倍、中学生は約2倍に増加しています。

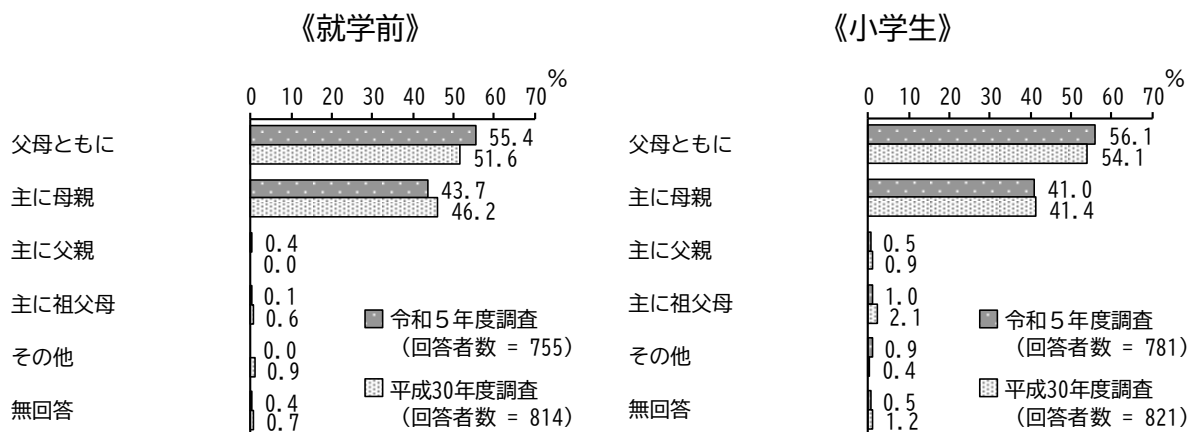


資料：市の統計（各年3月31日現在）

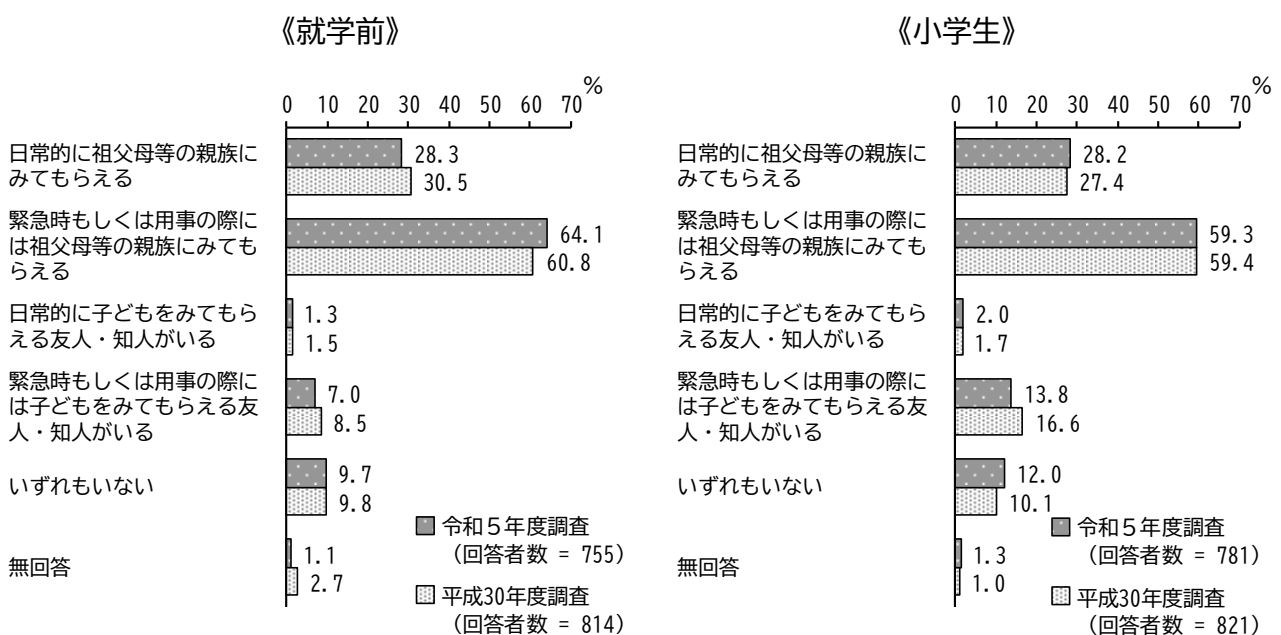
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子育て家庭の状況

家庭における子育て（教育を含む）を主に行っているのは、就学前・小学生ともに「父母ともに」が5割半ばと最も高くなっています。また、平成30年度調査より就学前・小学生ともに、「父母ともに」と回答した父母が協力して子育てをしている家庭は増加しています。

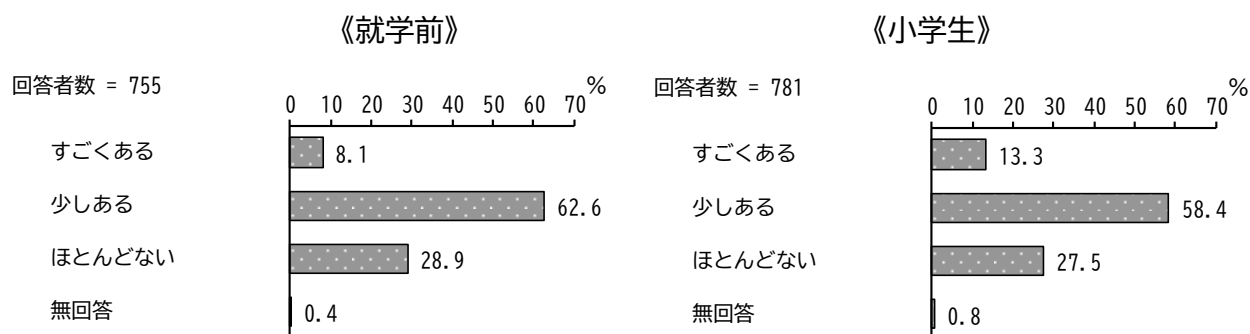


子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、就学前・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割前後と最も高くなっています。一方、「いずれもない」は就学前では9.7%、小学生では12.0%となり、小学生は平成30年度調査より増加しています。



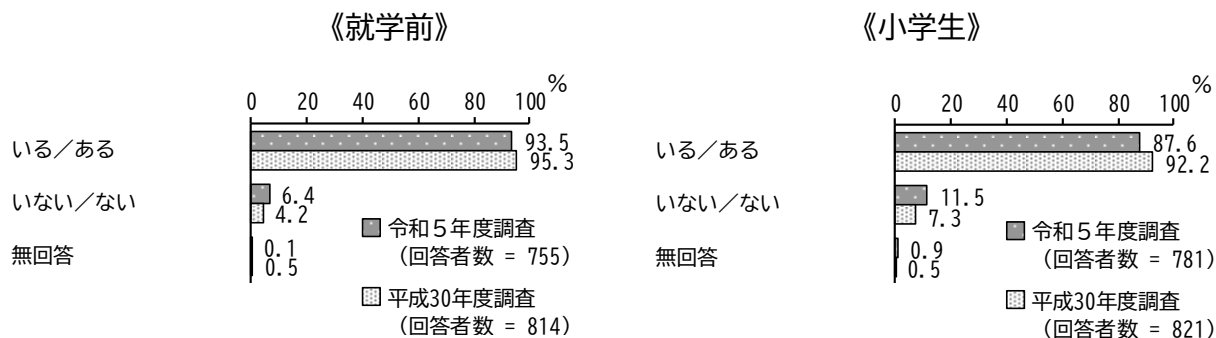
(2) 不安や悩みの有無と相談の状況

子育てをしているうえでの不安や悩みの状況は、就学前・小学生の6割前後が「少しある」と回答しています。



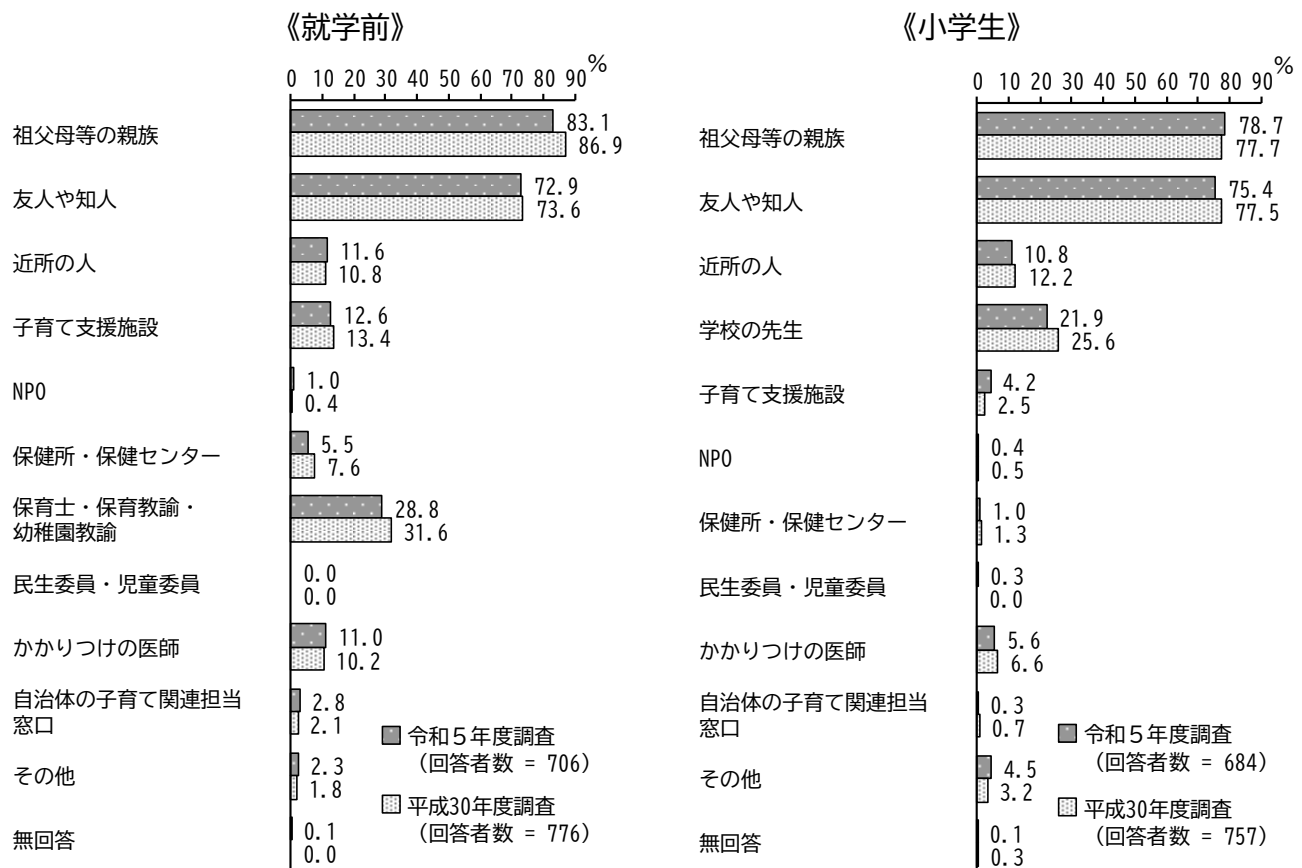
気軽に相談できる人や相談できる場所の有無をみると、就学前・小学生の9割前後が「いる／ある」と回答しています。

一方、「いない／ない」は就学前では6.4%、小学生では11.5%となり、ともに平成30年度調査より微増しています。



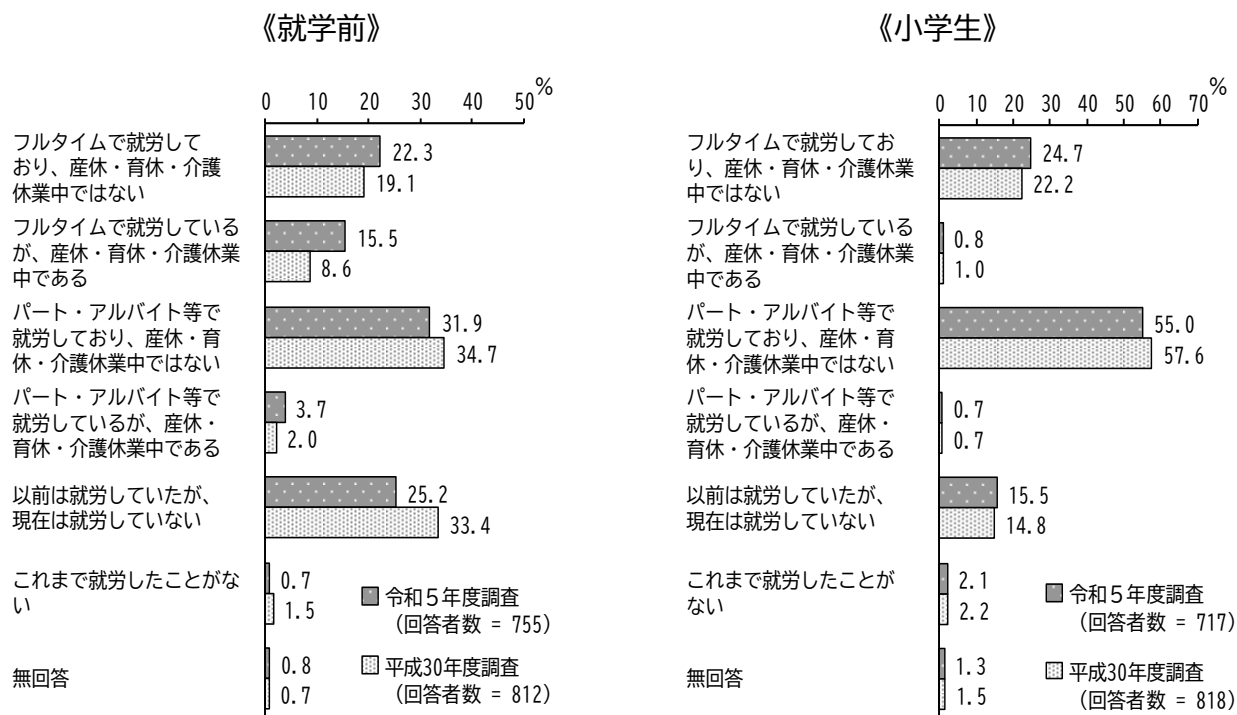
子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は就学前・小学生ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」が大半を占めています。

また、就学前では1割以上が「子育て支援施設」をあげていますが、それ以外の公的機関は1割未満となっています。

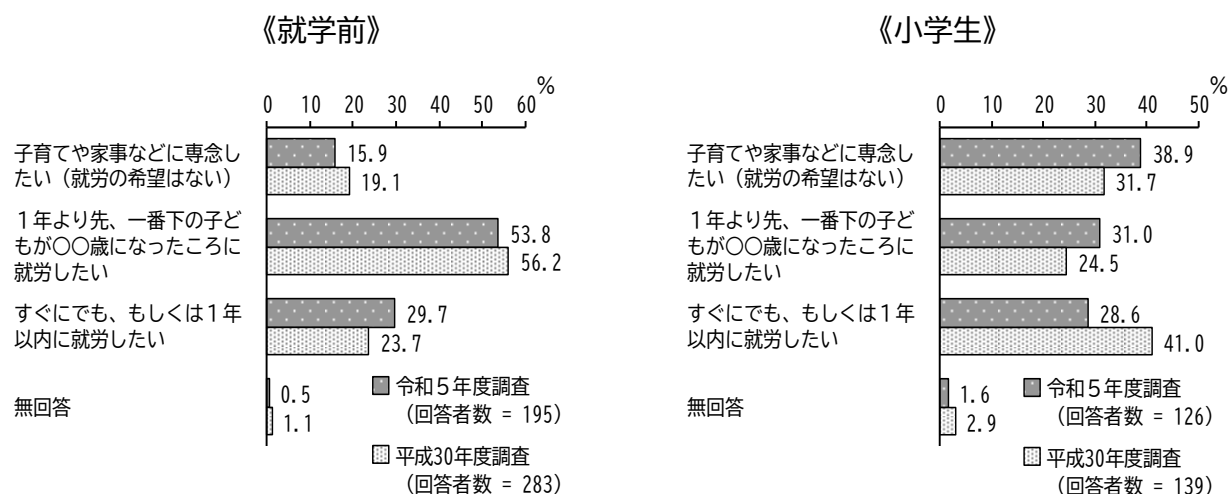


(3) 母親の就労状況

就労している母親（休業中含む）は、就学前では7割強、小学生では8割強となっています。また、平成30年度調査より就労している母親は、就学前では9.0ポイント増加していますが、小学生では大きな変化はありません。



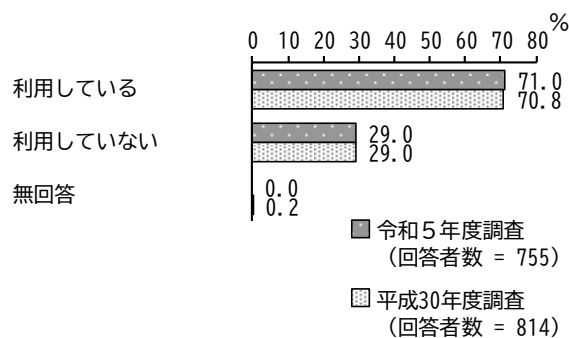
現在就労していないが、今後の就労を希望する母親は、就学前では8割強、小学生では6割弱となっています。また、平成30年度調査より、就学前では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親が増加しています。



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を約7割が利用しています。利用割合は、平成30年度調査と大きな差はありません。

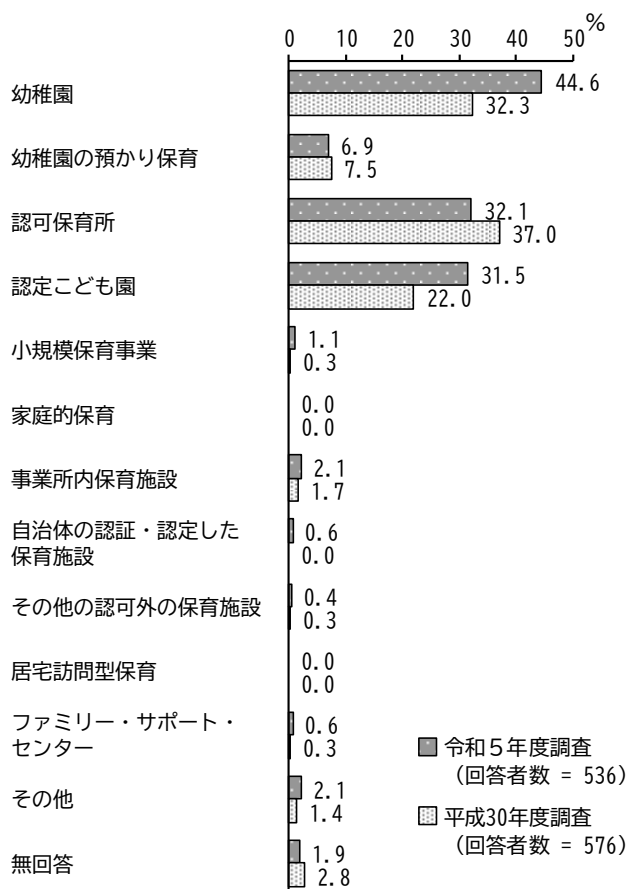
また年齢別にみると、「利用している」0歳は1.6%、1歳は24.3%ですが、2歳から利用割合は高くなります。



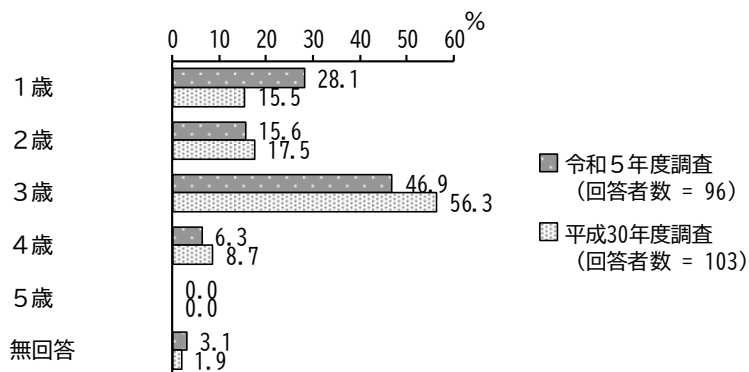
区分	回答者数 (件)	利用 している	利用して いない
全 体	755	71.0	29.0
0 歳	64	1.6	98.4
1 歳	107	24.3	75.7
2 歳	116	62.1	37.9
3 歳	117	79.5	20.5
4 歳	128	98.4	1.6
5 歳	119	100.0	—
6 歳	95	100.0	—

利用している「定期的な教育・保育の事業」は、「幼稚園」が44.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が32.1%、「認定こども園」が31.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」の割合が増加しています。

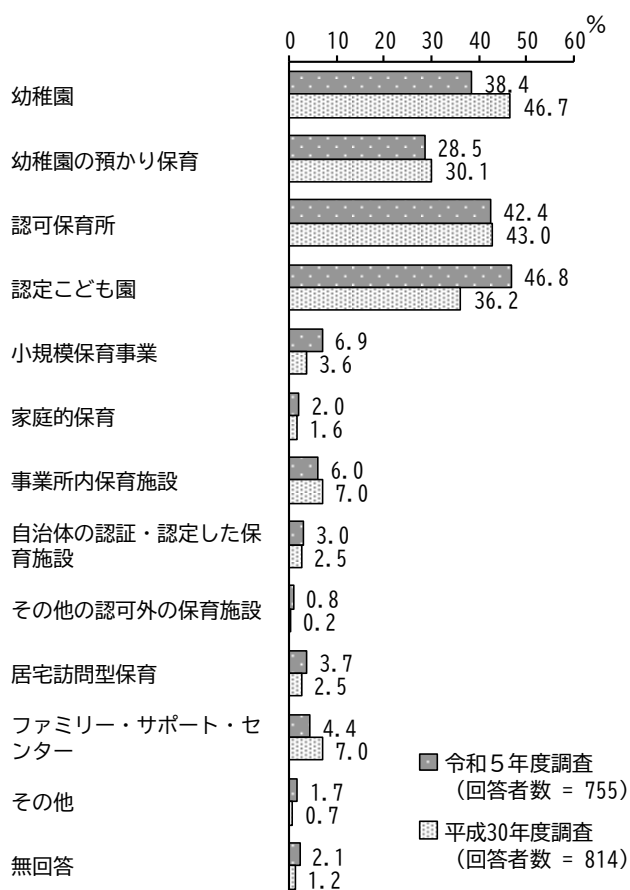


子どもがまだ小さいため事業を利用していないと回答した方が、利用を開始したい子どもの年齢は、「3歳」が4割強と最も高くなっています。また、平成30年度調査より「1歳」の利用希望が大幅に増加しています。



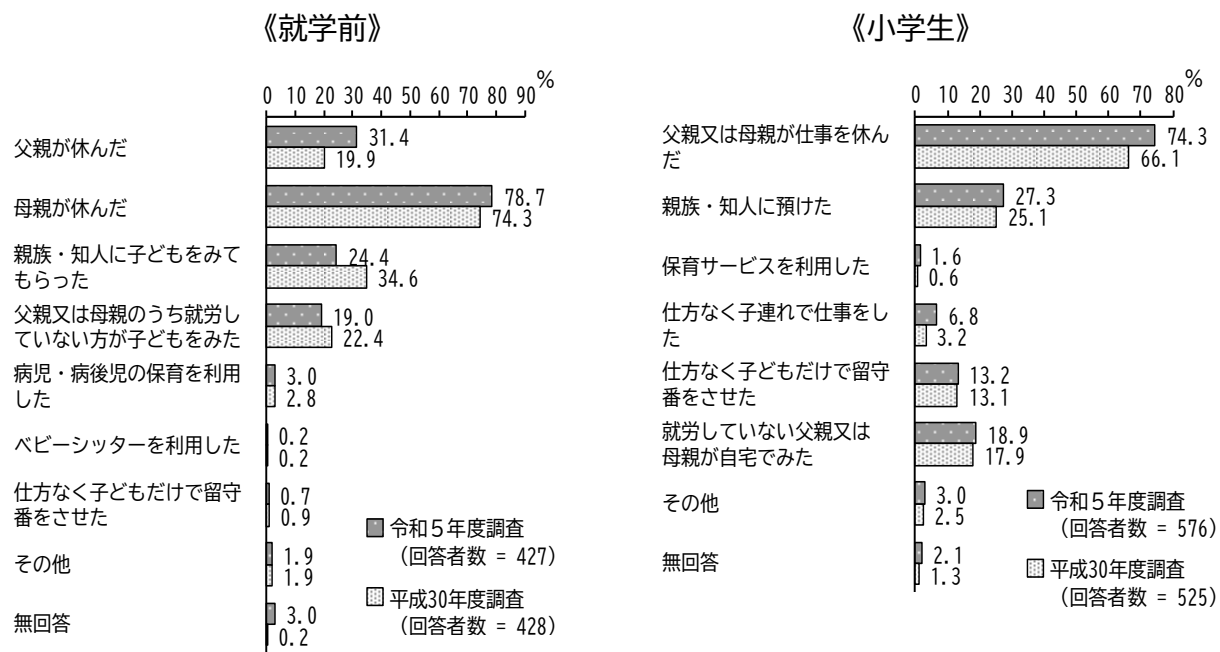
現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業は、「認定こども園」が46.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が42.4%、「幼稚園」が38.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

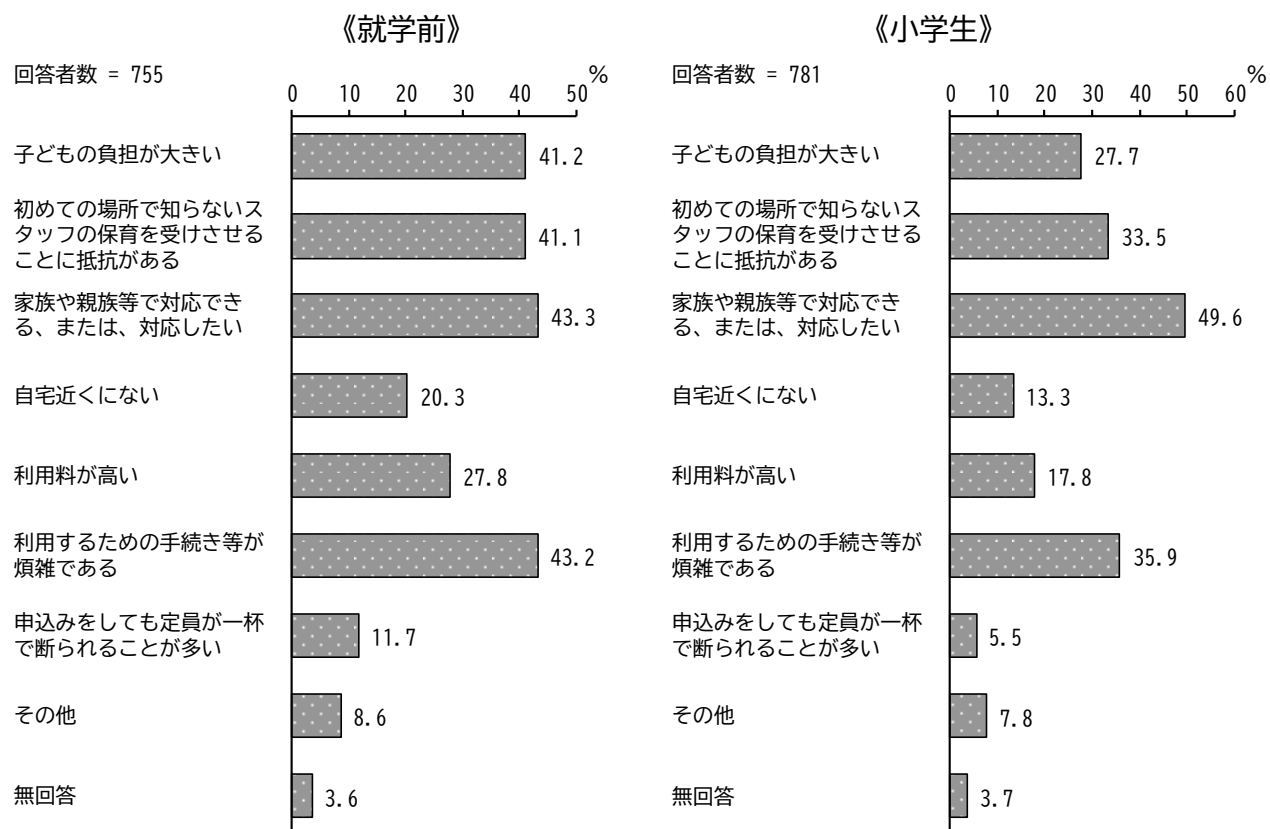


(5) 病気の際の対応

病気の際の対応は、就学前・小学生ともに父親や母親が休んで対応した割合が高くなっています。就学前では、「父親が休んだ」が平成30年度調査より大幅に増加しています。

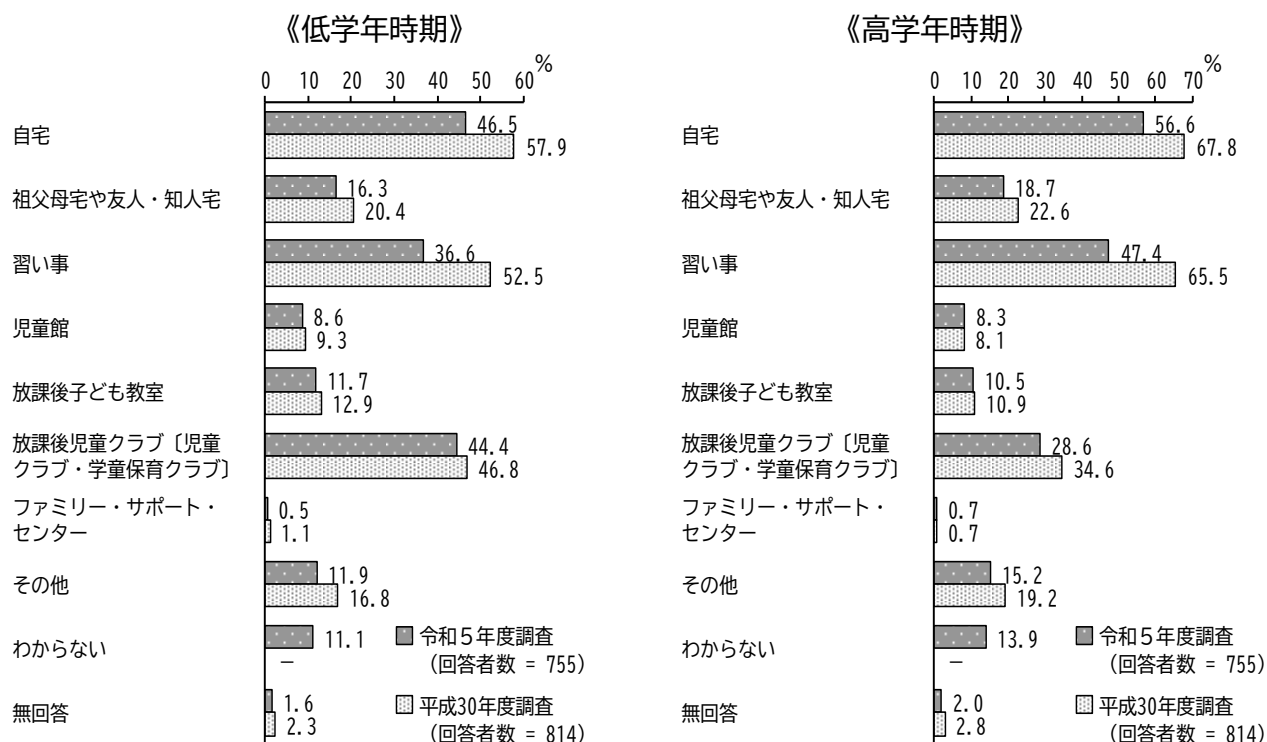


利用の有無にかかわらず、病児・病後児保育について感じていることは、就学前・小学生ともに「家族や親族等に対応できる、または、対応したい」が最も高く、次いで「利用するための手続き等が煩雑である」となっています。



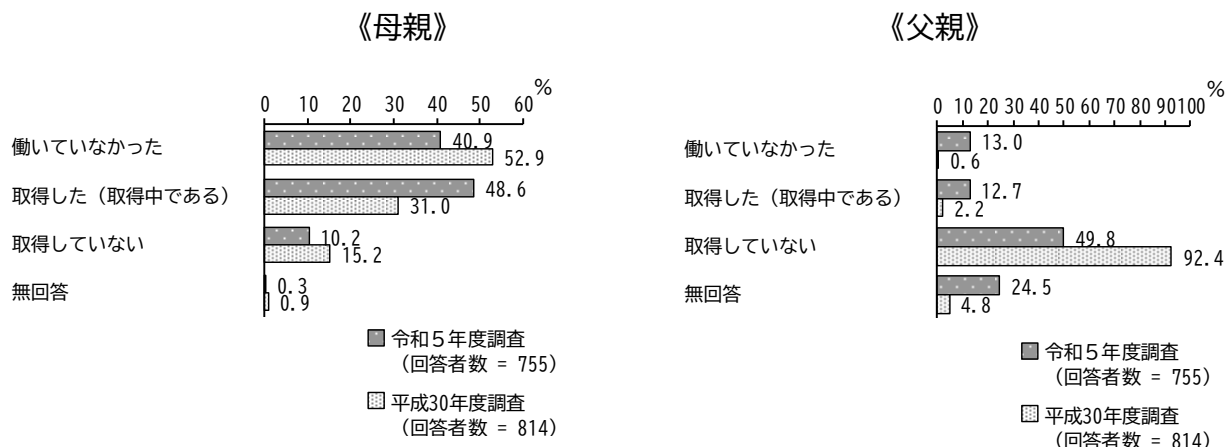
（６）小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望は、低学年・高学年時期ともに「自宅」が最も高くなっています。また、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育クラブ〕」の希望は、低学年時期は44.4%、高学年時期は28.6%となり、平成30年度調査より減少しています。



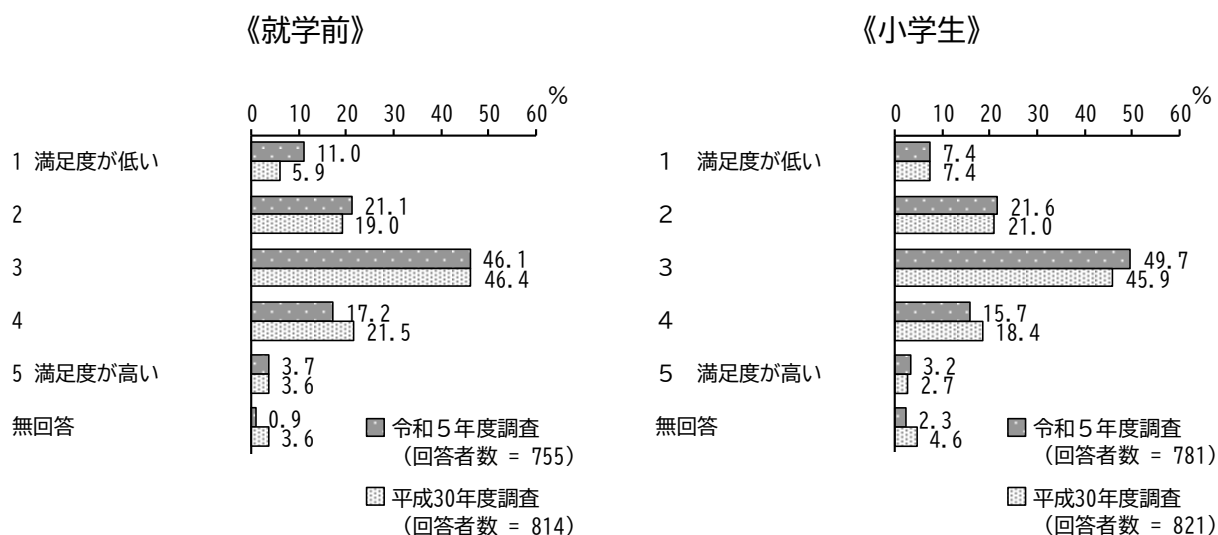
（７）育児休業制度の利用状況

育児休業の取得状況は、母親では５割弱、父親では１割強となり、平成30年度調査より大幅に増加しています。



（８）あま市の子育て環境や支援の満足度

本市の子育て環境や支援の満足度は、就学前・小学生ともに「３」が最も高くなっています。また、満足度が高い「４」と「５」の合計は、就学前・小学生ともに平成30年度調査より減少しています。



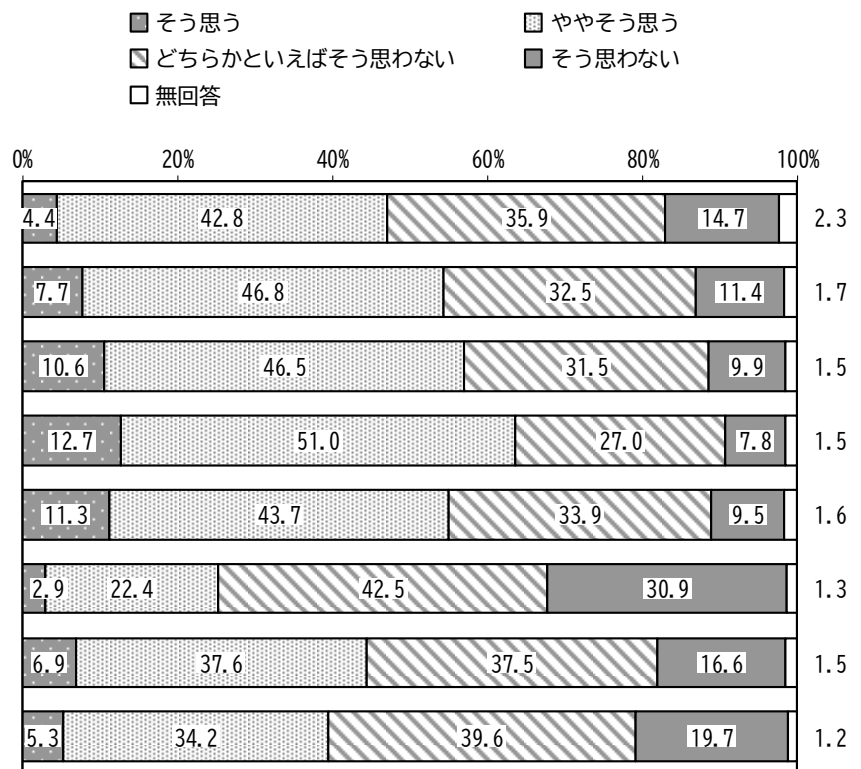
子育て環境に関する項目のうち、「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”は、就学前では『④子育ての相談体制が充実している』が最も高く、一方、『⑥子育てに伴う経済的支援が充実している』が最も低くなっています。

《就学前》

【令和5年度調査】

回答者数 = 755

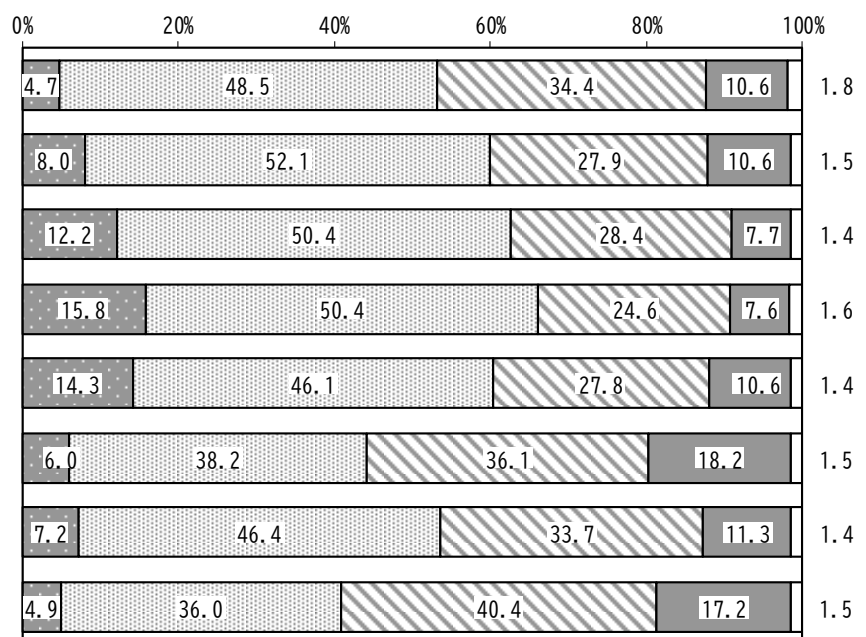
- ①妊娠中の健康づくり支援が充実している
- ②子どもの健康づくり支援が充実している
- ③子育てに必要な情報が提供されている
- ④子育ての相談体制が充実している
- ⑤子どもや親同士が交流する機会がある
- ⑥子育てに伴う経済的支援が充実している
- ⑦保育サービスが充実している
- ⑧地域で子どもを見守る環境が整っている



【平成30年度調査】

回答者数 = 814

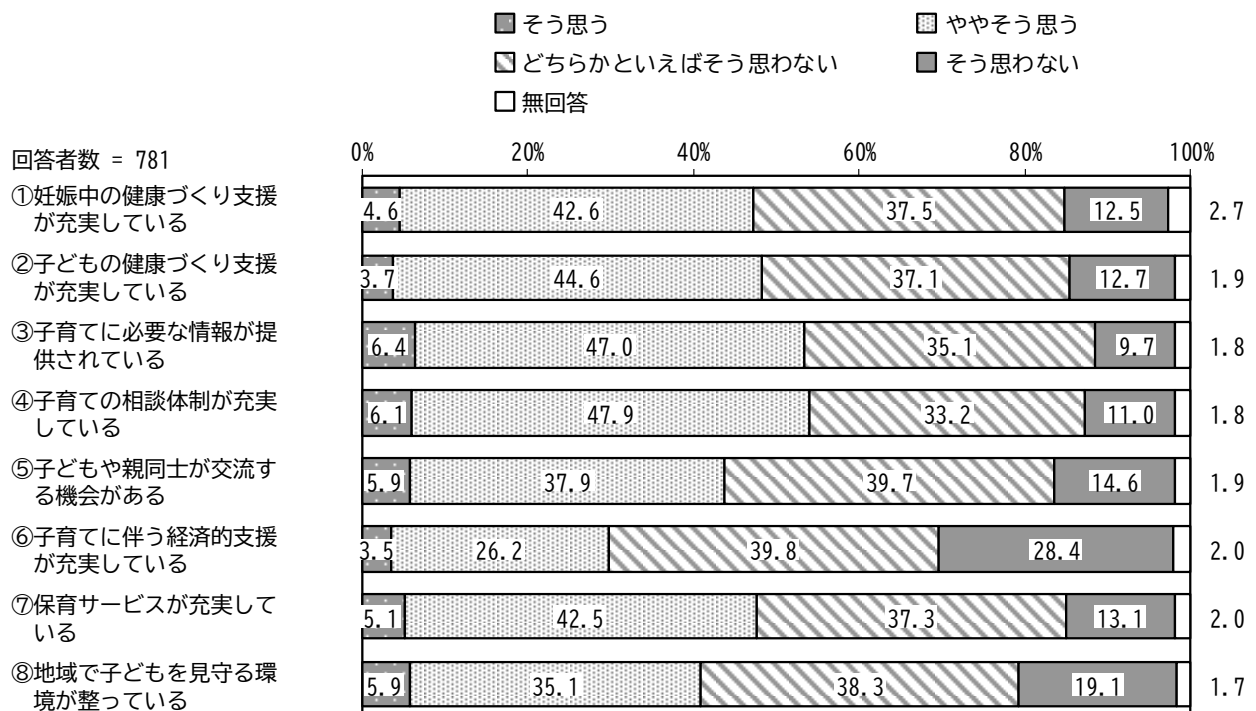
- ①妊娠中の健康づくり支援が充実している
- ②子どもの健康づくり支援が充実している
- ③子育てに必要な情報が提供されている
- ④子育ての相談体制が充実している
- ⑤子どもや親同士が交流する機会がある
- ⑥子育てに伴う経済的支援が充実している
- ⑦保育サービスが充実している
- ⑧地域で子どもを見守る環境が整っている



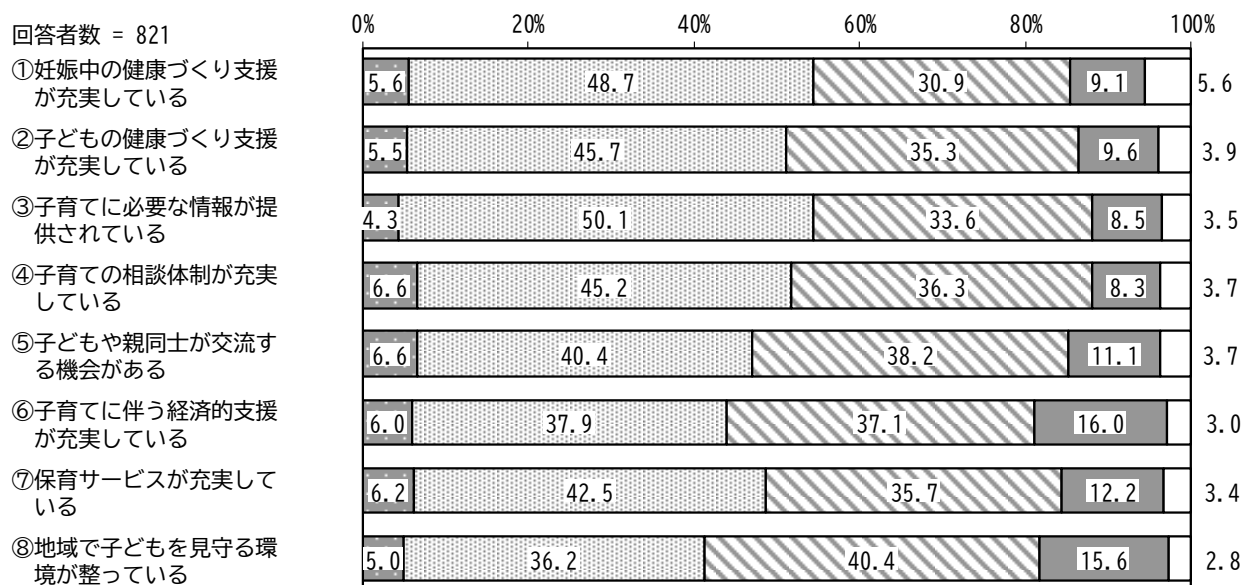
小学生では、“そう思う”は『④子育ての相談体制が充実している』が最も高く、一方、『⑥子育てに伴う経済的支援が充実している』が最も低くなっています。

《小学生》

【令和5年度調査】



【平成30年度調査】



3 現状・課題の整理

第3期あま市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに、本市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1)「子どもの豊かな個性と生きる力を育みます」について

～多様化するニーズへの対応～

本市の0～5歳人口は減少傾向となっています。しかし、母親の就労意向が高まっていることから、定期的な教育・保育事業のニーズは横ばいもしくは高まるものと予測されます。

令和5年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」（以下、「アンケート」という。）では、現在の利用状況にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業は「認定こども園」が約5割と最も高く、5年前の調査より大きく増加しています。また、「子どもがまだ小さいため事業を利用していない」人のうち、約3割は子どもが1歳になったら利用したいと回答しており、5年前の調査より低年齢での利用意向が高まっています。

教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を実施していくことが必要です。

また、すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。

本市における0～18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、小学校・中学校の特別支援学級在学者数も増加している現状もあることから、子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れのある人への支援の強化とともに、教育・保育施設、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

(2)「家庭における子育てを支援します」について

～子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援～

本市の核家族化は進行しており、6歳未満の子どもがいる世帯の約9割は核家族世帯となっています。

また、アンケートでは、子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」は就学前・小学生ともに約1割、気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」も1割前後となっています。

孤立する可能性のある家庭は少ないものの一定数いることから、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を捉えるなど、リスク家庭の把握を行うとともに、こども家庭センターを中心に妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、切れ目のない支

援を行う体制の整備が重要です。

また、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができるよう、学習面や生活面、心理面など様々な面において、支援していくことが重要です。

さらに、アンケートでは、本市は「子育てに伴う経済的支援が充実している」と思うと回答した割合は、就学前・小学生ともに3割弱となり、“そう思わない”を大きく下回っています。

日本経済の長期低迷、昨今のさまざまな要因が絡み合った物価高騰を受け、経済的支援が強く求められていることがうかがえることから、特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての子育て家庭へ支援が行き届く対策が必要です。

(3)「地域におけるすべての子どもの育ちを支えます」について

～子どもが安心して過ごせる地域づくり～

アンケートでは、小学校就学後の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ〔児童クラブ・学童保育クラブ〕」は低学年時期では4割強、高学年時期では3割弱が利用を希望しています。就労する母親が増加していることから、今後の利用意向は高まるものと予測されます。

今後も、保育内容の充実や支援員の確保など、質の向上も見据えながら、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりを推進していく必要があります。

近年、地域のつながりの希薄化もあり、地域における子どもの安全・安心が懸念されています。

アンケートでは、本市は「地域で子どもを見守る環境が整っている」と思うと回答した割合は、就学前・小学生ともに約4割となり、“そう思わない”を下回っています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるという認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

また、日本では「ヤングケアラー」という言葉とその存在が注目されるようになって日が浅く、その実態把握が急がれています。ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人とのたわいもない時間といった「子どもとしての時間」と引換えに、家事や家族の世話をしています。家庭内のデリケートな問題でもあること、本人や家族にヤングケアラーであるという自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくいため、関係機関等と連携を図り、実態把握に努める必要があります。

(4)「仕事と子育ての両立を推進します」について

～子育て家庭への多様な働き方の支援～

アンケートでは、就労している母親は就学前で7割強、小学生で8割強となっています。さらに、5年前の調査と比較すると、就学前では、就労している母親が9.0ポイント増加しています。

また、就労していない母親のうち約3割が1年以内には就労したいと回答しており、母親の就労意向が高まっています。

このことから、保護者が希望する時期に就労できるよう、ニーズに即した教育・保育事業の提供体制の確保が必要です。

続けてアンケートでは、家庭における子育て（教育を含む）を主に行っているのは「父母ともに」の回答が半数以上を占め、5年前の調査より高くなっています。また、父親の育児休業取得率も大幅に増加しています。

今後は、父親・母親問わず子育て家庭の保護者が、子育てと仕事を両立しやすい多様な勤務形態が選択できるよう、社会の理解に向けた啓発が必要となります。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからのあま市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

《基本理念》

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち

子どもの笑顔の花咲くまち

あま



2 基本目標

本計画は、基本理念の実現を図るとともに、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利の擁護が図られ、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活が送れるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を社会全体・地域で行うこととし、4つの基本目標を定め、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を行います。

基本目標1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成、家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標2 家庭における子育てを支援します

安心して子育てをするためには、すべての子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

また、子育て家庭の状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各家庭のニーズに対応したサービスの量・質を充実させる必要があります。地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図るとともに、昨今の社会情勢を踏まえ、すべての子育て家庭への多様な経済的支援の推進を図ります。

基本目標3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化により、多様な保育ニーズへの対応が求められています。そのため、的確なニーズ把握を行い、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

さらに、児童虐待の深刻化、ヤングケアラー、いじめ、不登校、ひきこもりなど、青少年が抱える様々な課題の解決が求められていることから、子どもの尊厳が守られ、すべての子どもが幸せに暮らせるよう支援の充実を図ります。

基本目標4 仕事と子育ての両立を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

安心が広がり・心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま

基本目標 1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

《基本施策》

- (1) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上
- (2) 学校における健全な子どもの育成
- (3) 障がい児とその家庭への支援

基本目標 2 家庭における子育てを支援します

《基本施策》

- (1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減（子どもの貧困対策の推進を含む）
- (5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標 3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます

《基本施策》

- (1) 地域で子どもが安心できる居場所づくりの推進
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

基本目標 4 仕事と子育ての両立を推進します

《基本施策》

- (1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- (2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備